

奈良市公報

第 3 3 7 号

(平成29年 1 月分)

平成29年 8 月29日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

告 示

○予防接種の実施の一部改正	2
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	2
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	2
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	3
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	3
○障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	3
○児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	3
○奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	4
○放置自転車等の保管	4
○放置自転車等の処分	4
○住居番号の設定	4
○一般競争入札の実施	5
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	5
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	5
○生活保護法の規定による施術者の指定	6
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）	6
○放置自転車等の保管	7
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	7
○生活保護法の規定による医療機関の指定	7
○公有財産の売払い	8
○放置自転車等の保管	8
○開発行為に関する工事の完了	8
○一般競争入札の実施	8
○財産区財産に準じて取り扱うものとされる土地売払い	9
○一般競争入札の実施	9
○放置自転車等の保管（2件）	9
○奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱	9
○一般競争入札の実施	12

○生活保護法の規定による施術者の指定	12
○差押調書の公示送達	12
○道路の位置指定	12
○開発行為に関する工事の完了	12
○差押調書の公示送達	13
○平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示	13
○一般競争入札の実施	16
○奈良市月ヶ瀬梅の資料館の臨時開館	16
○放置自転車等の保管	16
○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	16
○道路の区域変更	16
○道路の供用開始	17
○事業計画のある道路の指定	17
○梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時開場及び臨時休場	17
○奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	17
○差押調書の公示送達	18
○放置自転車等の保管（2件）	18
○一般競争入札の実施	18
○障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	18

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	19
----------------------	----

公 営 企 業

○下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	21
○一般競争入札の実施	21
○奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程	21
○奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程の一部を改正する規程	21
○奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程	21
○奈良市企業職員の職に関する規程の一部を改正する規程	22
○奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	22
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市企業局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程	22
○奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	22
○奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程	22
○奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	23

○奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程……………23

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………23

選 挙 管 理 委 員 会

○平成 9 年奈良市選挙管理委員会告示第35号（農業委員会の委員の一般選挙における投票区）の廃止……………23

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………23

○定例総会の招集……………24

告 示

奈良市告示第 1 号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部

を次のように改正する。

平成29年 1 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

（平成29年 1 月 1 日揭示済）

奈良市告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により公示します。

平成29年 1 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107435	奈良市大宮町四丁目275番地の5 森村第2ビル303号室	ヘルパーステーション ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18番32号	株式会社ルピナス	平成29年 1 月 1 日
2970107443	奈良市南城戸町21番地 2	はあーと奈良デイサービス	奈良県奈良市西木辻町86番地 1	株式会社 T O K A コーポレーション	平成29年 1 月 1 日

（平成29年 1 月 4 日揭示済）

奈良市告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項、第78条の5 第 2 項、第 8 条第 2 項及び第115条の5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ

【地域密着型通所介護・介護予防通所介護】

ービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第 2 号、第78条の11第 2 号、第85条第 2 号及び第115条の10第 2 号の規定により公示します。

平成29年 1 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104721	奈良市南城戸町21番地の 2	リハビリデイサービスわらく	奈良市南城戸町21番地の 2	有限会社フレックス	8150002001569	平成28年 12月31日

【（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970103111	奈良市南京終町二丁目322番 9	ハーモニーケアサービス	京都府木津川市州見台八丁目 4 -26	有限会社キョウワ	9130002029850	平成29年 1 月 1 日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970102196	奈良市南京終町二丁目322番 9	ハーモニーケアサービス	京都府木津川市州見台八丁目 4 -26	有限会社キョウワ	9130002029850	平成29年 1 月 1 日

【(介護予防) 訪問介護・居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃 止 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970106676	奈良市菅原町474-5 三和マンション107号	カームネススマイル彩	奈良市朱雀五丁目20番6号	株式会社カームネススマイル	3150001008025	平成29年 1月31日

(平成29年 1 月 4 日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年 1 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 指定年月日 平成29年 1 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102595	合同会社B A R N E Y , S	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目3-29 阪奈日宝ビル2-D1	バーニーズ	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目3-29 阪奈日宝ビル2-D1	就労継続支援 A型

(平成29年 1 月 5 日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年 1 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成28年12月13日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101555	合同会社南都介援隊	630-8238	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	ヘルパーステーションほくとI	630-8238	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

(平成29年 1 月 5 日揭示済)

に規定する指定特定相談支援事業者を廃止しましたので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示します。

平成29年 1 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

1 廃止年月日 平成28年12月13日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100389	合同会社南都介援隊	630-8238	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	相談支援センターほくと	630-8238	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	計画相談支援

(平成29年 1 月 5 日揭示済)

たので、同法第24条の37第2号の規定に基づき告示します。

平成29年 1 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止しまし

1 廃止年月日 平成28年12月13日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970100034	合同会社南都介援隊	630-8238	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	相談支援センターほくと	630-8238	奈良県奈良市高天市町22-1 高天センター2階15号室	障害児相談支援

(平成29年1月5日揭示済)

奈良市告示第8号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年1月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱（平成15年奈良市告示第72号）の一部を次のように改正する。

別表中「473円」を「475円」に、「501円」を「503円」に、「1,744円」を「1,740円」に改める。

附 則

この告示は、平成29年1月6日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

(平成29年1月6日揭示済)

奈良市告示第9号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年1月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年1月6日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成29年1月6日揭示済)

奈良市告示第10号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成29年1月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成29年1月6日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年6月6日、同月7日、同月9日、同月12日、同月14日、同月16日、同月21日、同月23日及び同月27日

(平成29年1月6日揭示済)

奈良市告示第11号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成29年1月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成29年1月10日揭示済)

奈良市告示第12号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 1 月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 奈良市まちづくり基本構想策定業務（奈良公園周辺地区）委託
- (2) 業務場所 奈良市登大路町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年 3 月30日まで
- (4) 業務概要 奈良市まちづくり基本構想策定（奈良公園周辺地区）
- ・整備計画検討
 - ①猿沢池周辺整備計画検討

②奈良少年刑務所跡地活用施設を核とした周辺整備のあり方検討

③近鉄奈良駅周辺整備のあり方検討

- ・まちづくりの目標設定
- ・具体的取組方針の検討
- ・まちづくり構想図（案）の作成

以下省略

（平成29年 1 月10日揭示済）

奈良市告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年 1 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人 保田クリニック	奈良県奈良市東九条町718－3	平成28年 9 月30日

（平成29年 1 月11日揭示済）

奈良市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年 1 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ヘルパーステーション ルピナス	奈良県奈良市大宮町四丁目275番 地の5 森村第2ビル303号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成29年1月1日
株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁 目18番32号		
はあーと奈良デイサー ビス	奈良県奈良市南城戸町21番地 2	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成29年1月1日
株式会社T O K A コー ポレーション	奈良県奈良市西木辻町86番地 1		

（平成29年 1 月11日揭示済）

奈良市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年 1 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉川 晃央		はり・きゅう	平成28年 9 月30日
吉川 晃央	奈良県奈良市鳥見町四丁目 2 番地 富雄団地10－301号		

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	今中 隆幸 奈良市月ヶ瀬尾山 2908番地の1	松田 吉郷 奈良市月ヶ瀬尾山 214番地

2 変更の年月日

平成29年 1 月 1 日

(平成29年 1 月11日揭示済)

奈良市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 1 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	今面 信博 奈良市月ヶ瀬月瀬 242番地	敷島 栄作 奈良市月ヶ瀬月瀬 243番地

2 変更の年月日

平成29年 1 月 1 日

(平成29年 1 月11日揭示済)

奈良市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年 1 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	三井 真一 奈良市月ヶ瀬長引 271番地	中島 宏起 奈良市月ヶ瀬長引 266番地

2 変更の年月日

平成29年 1 月 1 日

(平成29年 1 月11日揭示済)

奈良市告示第23号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 1 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 1 月12日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 1 月12日揭示済)

奈良市告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年 1 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
しき地診療所	奈良県奈良市朱雀六丁目21－8	平成28年11月30日
やまとクリニック	奈良県奈良市佐保台西町137番地	平成28年11月30日
J R 奈良駅前歯科	奈良県奈良市三条本町1番2号 メディカルハート3F	平成28年11月30日

(平成29年 1 月12日揭示済)

奈良市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年 1 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しき地診療所	奈良県奈良市佐保台一丁目3571-208	平成28年12月1日
医療法人 光輪会 やまとクリニック	奈良県奈良市右京三丁目19番24号	平成28年12月1日
なんぶ小児科アレルギー科	奈良県奈良市三条本町1番2号 JR奈良駅N Kビル3階	平成29年1月1日
医療法人 愛歯会 JR奈良駅前歯科	奈良県奈良市三条本町1番2号 JR奈良駅N Kビル3F	平成28年12月1日

(平成29年1月12日揭示済)

奈良市告示第26号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

(自動車4件)

物件番号	物件名	初年度登録	排気量	予定価格（円）	入札保証金（円）
車-1	ダイハツハイゼットトラック	平成10年	0.65L	10,000	1,000
車-2	いすゞ10tダンプトラック	平成5年9月	16.68L	10,000	1,000
車-3	コマツブルドーザーD21	平成5年6月	40ps	10,000	1,000
車-4	コマツブルドーザーD31	平成元年9月	71ps	10,000	1,000

※車-3、車-4の初年度登録は購入年月を、排気量は定格出力を表す。

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年1月13日揭示済)

奈良市告示第27号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年1月13日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成29年1月13日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年1月13日揭示済)

奈良市告示第28号

平成29年1月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年1月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年10月21日 奈良市指令整開 第16A-29号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年1月13日 第1555号

公共施設 平成29年1月13日 第746号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園中二丁目1293番4、1293番5、1294番1、1294番6、1337番1、1337番6、5593番1及び5594番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市学園南三丁目13番23号

津田 厚生

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園中二丁目1294番1の一部

(平成29年1月13日揭示済)

奈良市告示第29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 概略設計業務委託（鹿野園町地内他）
- (2) 業務場所 奈良市鹿野園町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成29年 3月31日まで
- (4) 業務概要 道路概略設計
丘陵地 L = 1.1km 急峻山地 L = 0.8km
打合せ一式
- (5) 予定価格 3,070千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 2,249千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(土地 1 件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	公簿面積	予定価格	入札保証金
土地 - 1	奈良市平松三丁目 (今池)	奈良市平松三丁目	482 - 1 482 - 2	溜池 堤塘	2985㎡ 342㎡	¥41,588,000	¥4,158,800

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成29年 1月16日揭示済)

奈良市告示第31号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

公園施設長寿命化に伴う整備工事（その1）ほか13件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成29年 1月16日揭示済)

奈良市告示第32号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

(平成29年 1月16日揭示済)

奈良市告示第30号

財産区財産取扱要綱（昭和43年奈良市告示第170号）第3条の規定により財産区財産に準じて取り扱うものとされる土地の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 1月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する財産区財産に準じて取り扱う物件

以下の物件を入札に付し、財産区財産取扱要綱第3条の規定に基づき奈良市長が売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

2 移動年月日

平成29年 1月16日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 1月16日揭示済)

奈良市告示第33号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年 1月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 1月17日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 1月17日揭示済)

奈良市告示第34号

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急告知ラジオを購入する者に対し、予算の範囲内で奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「緊急告知ラジオ」とは、災害発生時にコミュニティFM放送局から発せられた起動信号を受信すると自動的に起動し、本市が発する緊急放送を受信することができる機能を備えたラジオをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自己の責任において緊急告知ラジオを設置し、適切に管理することができる者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 市内に通勤し、又は通学している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、緊急告知ラジオの購入に要した費用とする。ただし、別売品の購入に要した費用は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1の額（4,000円を限度とし、100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（申請者の氏名、購入金額、購入年月日、機種名、販売店の名称及び所在地の記載並びに販売店の印があるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により補助金を交付することが適当と認めたときは、決定した額を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月18日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付申請書

(宛先) 奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日

申 請 者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

奈良市長



第2号様式（第7条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付（不交付）決定通知書

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

購 入 品 目	奈良市緊急告知ラジオ
購 入 金 額	円
交 付 申 請 金 額	円
購 入 日	年 月 日

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定
したので、奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知
します。

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 金 額	円
交 付 予 定 年 月 日	年 月 日
不 交 付 の 理 由	

添付書類

- (1) 領収書（申請者の氏名、購入金額、購入年月日、機種名、販売店の名称及び所在地の記載並びに販売店の印があるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

申請書及び添付書類は、奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金の申請（請求）及び振込手続以外には使用しません。

(平成29年 1 月18日揭示済)

奈良市告示第35号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2 条の規定により公告します。

平成29年 1 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 奈良市立神功こども園給食調理業務
(2) 履行場所 奈良市立神功こども園（3 歳～5 歳児園舎）

(3) 業務期間 平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで（地方自治法第234条の3 に基づく長期継続契約）

(4) 業務内容 別紙仕様書のとおり
以下省略

(平成29年 1 月18日揭示済)

奈良市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1 項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3 の規定により次のとおり告示します。

平成29年 1 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松尾 桂秀		柔道整復	平成28年12月12日
光鍼灸整骨院	奈良県奈良市西木辻町94－1 奈良日光ハイツ103号		
松尾 桂秀		はり・きゅう	平成28年12月12日
光鍼灸整骨院	奈良県奈良市西木辻町94－1 奈良日光ハイツ103号		

(平成29年 1 月18日揭示済)

奈良市告示第37号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2 第1 項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年 1 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
2 送達を受けるべき者
省略

(平成29年 1 月19日揭示済)

奈良市告示第38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1 項第5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 1 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市中山町1523番 1
申請者氏名	ハウスバンク株式会社 代表取締役 金上 勉
道路の位置	奈良市五条西一丁目1202番142及び1202番519の各一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	23.46m
指定年月日	平成29年 1 月20日
指定番号	第H2813号

(平成29年 1 月20日揭示済)

奈良市告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年 1 月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成28年 8 月30日 奈良市指令整開 第16A－19号
2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年 1 月20日 第1556号
公共施設 平成29年 1 月20日 第747号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市古市町1391番 1、1392番 1 及び出屋敷町193番 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市東淀川区下新庄六丁目 4 番 1 - 101号
有限会社昭栄ハウジング
代表取締役 神野 昭之
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市古市町1392番 1 の一部
- (2) 下水道
奈良市古市町1392番 1 の一部
- (平成29年 1月20日揭示済)

奈良市告示第40号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年 1月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成29年 1月20日揭示済)

奈良市告示第41号

平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 1月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

平成28年度奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年奈良市告示第362号）の一部を次のように改正する。
題名中「平成28年度」を削る。

第1条中「、平成28年度の」を削る。

第2条第1号から第3号までの規定中「として」の次に「平成28年度に」を加え、同条第4号中「福祉給付金」の次に「若しくは福祉給付金（経済対策分）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 福祉給付金（経済対策分） 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として平成29年度に市によって贈与される給付金をいう。

第3条中「又は高齢者向け給付金」を「、高齢者向け給付金又は福祉給付金（経済対策分）」に改める。

第4条に次の1号を加える。

- (4) 福祉給付金（経済対策分） 15,000円

第5条に次の1号を加える。

- (4) 福祉給付金（経済対策分） 平成29年 3月1日から平成29年 6月30日まで。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、平成29年 7月1日から平成30年 2月28日まで

第6条第1項に次の1号を加える。

- (4) 福祉給付金（経済対策分） 別記第4号様式

第8条第2項及び第3項中「福祉給付金」の次に「又は福祉給付金（経済対策分）」を加え、同条第5項中「福祉給付金」の次に「若しくは福祉給付金（経済対策分）」を加える。

別表第1(1)中「福祉給付金」の次に「又は福祉給付金（経済対策分）」を加え、同表(2)中「福祉給付金」の次に「及び福祉給付金（経済対策分）」を加える。

別表第2第1項(1)後段を次のように改める。

この場合において、同表(1)中「福祉給付金又は福祉給付金（経済対策分）」とあるのは、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」とする。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第 4 号様式（第 6 条関係）

〔世帯用〕

臨時福祉給付金（経済対策分） 申請書（請求書）

※ この申請書（請求書）は、世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、
まとめて臨時福祉給付金（経済対策分）を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。

平成28年1月1日時点の住民票所在市区町村
奈良市長



1. 申請・受給者		記入日	年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所		
男・女	年 月 日	電話 ()			
※記名押印に代えて署名することができます。		住 所（平成28年1月1日時点の住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記載不要			

2. 上記1. の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1. の申請・受給者（以下【a】といいます。）が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者（以下【b】といいます。）を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄にご記入ください（この場合、【b】は、それぞれ裏面（1）～（6）に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。）。

	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日
1		男・女	年 月 日
2		男・女	年 月 日
3		男・女	年 月 日
4		男・女	年 月 日
5		男・女	年 月 日

*記名押印に代えて署名することができます。

3. 受取方法

（希望する受取方法（下記のA、B又はC）のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

□ A 平成28年度臨時福祉給付金と同じ金融機関口座（下記）への振込を希望

金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 名 義 (カタカナ)

□ B 現金による支給を希望

（金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは 月 日からとなります。）

※上記「A」欄に記載の無い方や、新規口座への振込希望の方は、以下の欄に正確にご記入ください。

□ C 新たに指定した、金融機関口座（1. の申請・受給者の口座に限ります。）への振込を希望

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店 番 号	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないでください。

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)を受給(受給していない場合は、平成28年度の臨時福祉給付金の支給要件に該当)しており、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給要件の該当性等(2. の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金(経済対策分)の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成30年2月28日までに、奈良市が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金(経済対策分)の支給後、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金(経済対策分)の支給の前提となる平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないこと等が判明した場合には、臨時福祉給付金(経済対策分)を返還します。

○平成28年度臨時福祉給付金の支給要件
・平成28年度分の市民税(均等割)の非課税者であること
・平成28年度分の市民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと
等の所定の要件を満たす者

本人確認書類
写し 貼付け

○ 本人が確認できる書類の写し(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)

- ※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員の分の本人確認書類を添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「C」を選択された方のみ、書類の添付が必要です。)

写し 貼付け

○ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳又はキャッシュカードの写し

附 則

この告示は、平成29年 1 月23日から施行する。
(平成29年 1 月23日揭示済)

奈良市告示第42号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成29年 1 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

C A L 教室等に設置する教育用パソコン等機器の賃貸及び保守

(2) 調達する機器

別紙仕様書、明細書のとおり

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

(4) 機器の設計作業

マスタデータの作成、動作確認用端末の作成、各種設定等

(5) 機器の設置作業

機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続・プリンタ接続作業含む)、機器設置後の動作確認

(6) 附帯作業

L A N 配線作業

(7) 運用研修

運用者向け研修、利用者向け研修

(8) 保守・サポート

機器等のオンサイト保守

(9) 納入条件

成果物作成等

(10) 保険

(11) その他

以下省略

(平成29年 1 月23日揭示済)

奈良市告示第43号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成17年奈良市条例第43号）第 4 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成29年 1 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	平成29年 2 月23日（木）、同年 3 月 2 日（木）、同月 9 日（木）、同月16日（木）、同月23日（木）及び同月30日（木）

(平成29年 1 月23日揭示済)

奈良市告示第44号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成29年 1 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年 1 月22日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年 1 月24日揭示済)

奈良市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定に基づき告示します。

平成29年 1 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年 2 月 1 日	あかね薬局	奈良市朱雀五丁目17番地 1 - 1	株式会社マーメイド 代表取締役 松山 喜範

(平成29年 1 月24日揭示済)

奈良市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 1 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
南部第560号線	池田町177番 1 地先から 池田町177番 3 地先まで	前	2.53～2.80	45.8	
		後	4.00～4.00	45.8	

(平成29年 1 月24日揭示済)

奈良市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 1 月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
南部第560号線	池田町177番 1 地先から	池田町177番 3 地先まで	L = 45.8 W = 4.00～4.00	

(平成29年 1 月24日揭示済)

奈良市告示第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成29年 1 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日
平成29年 1 月25日
- 2 指定した道路の名称
市道西部第544号線
- 3 指定した道路の幅員
6.00m
- 4 指定した道路の延長
62.94m
- 5 指定した道路の区域
奈良市鶴舞西町708番 1 地先から
奈良市鶴舞西町709番 1 地先まで

(平成29年 1 月25日揭示済)

奈良市告示第49号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり休場日を変更する。

平成29年 1 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設名	休場日を開場日とする日
梅の郷月ヶ瀬温泉	平成29年 5 月 2 日

施設名	開場日を休場日とする日
梅の郷月ヶ瀬温泉	平成29年 5 月 9 日

(平成29年 1 月25日揭示済)

奈良市告示第50号

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 1 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱（平成23年奈良市告示第702号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第18号に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第 8 条の 2 第17号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。）及び小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第 8 条第17号に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）（以下「グループホーム等」という。）」を「グループホーム等」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この要綱において「グループホーム等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 8 条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第 8 条の 2 第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。）
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第 8 条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第 8 条の 2 第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。）
- (4) 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 4 に規定する養護老人ホームをいう。）

第 3 条中「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要

領（平成22年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）」を「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）」に改める。

第5条中「控除した実支出額」を「控除した額」に、「6,500,000円」を「7,370,000円」に改める。

別記第1号様式（注）2中「こと」の次に「（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）」を加え、同様式（注）に次のように加える。

3 E欄の額は、1事業所当たり737万円を限度とする。

別記第2号様式の2(3)ア中「契約年月日」を「契約予定年月日」に改め、同様式の2(3)イ中「着工年月日」を「着工予定年月日」に改め、同様式の2(3)ウ中「竣工年月日」を「竣工予定年月日」に改め、同様式の2(4)ア中「及び契約締結」を削り、イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カを削り、キをオとし、クをカとし、ケをキとする。

別記第5号様式（注）2中「こと」の次に「（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）」を加え、同様式（注）に次のように加える。

3 E欄の額は、1事業所当たり737万円を限度とする。

附 則

この告示は、平成29年1月25日から施行する。

（平成29年1月25日揭示済）

奈良市告示第51号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年1月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成29年1月26日揭示済）

奈良市告示第52号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年1月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成29年1月24日

- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成29年1月26日揭示済）

奈良市告示第53号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年1月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成29年1月26日

- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成29年1月27日揭示済）

奈良市告示第54号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年1月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項

(1) 物 品 名 防犯カメラ

(2) 詳 細 別紙仕様書のとおり

(3) 納入場所 奈良市内各駅周辺（別添「仕様書1」のとおり）

(4) 納入期限 平成29年3月31日

(5) 担 当 課 奈良市総合政策部危機管理課
電話 0742-34-4930

以下省略

（平成29年1月27日揭示済）

奈良市告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年1月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	訪問看護ステーション	所在地	開設者氏名
平成29年 2月 1日	訪問看護ステーション ひまわり秋篠	奈良市中山町124- 6	医療法人 健和会 理事長 鉄村 信治

(平成29年 1月27日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年 1月26日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

こども園推進課

監査結果公表日 平成28年 6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成28年12月 6日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、教育財産または行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を免除する取扱いを行った事例が4件あった。また、4件の内1件について準用される奈良市道路占用料に関する条例別表備考6のとおり単位計算をしておらず、小数点第1位までの長さで計算しており、金額を少なく徴収していた。奈良市道路占用料に関する条例別表に定めのない方法での使用料の算出はできないので、奈良市行政財産使用料条例に則り、適正な事務処	(1) 配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対する行政財産使用料については、平成28年度分から、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用した上で使用料を免除せずに算出し、また、許可物件の長さについては、1メートル未満の端数を1メートルとして正しく単位計算を行い、使用料を徴収するよう改めました。

理を行われたい。

(2) 施設修繕において、検収書が完了届より前に作成されている事例及び完了届の届出日が記入されていない事例が各々散見された。完了届の届出日は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条の規定で、通知を受けた日から10日以内に検査しなければならないとされている検査の時期の起算日となる。適正な事務処理を行われたい。

(3) 右京保育園及び学園南保育園のエアコン修理の支出負担行為何書に、見積書が添付されていなかった。奈良市契約規則第18条の2第2項に定める見積書の徴取を省略することができるものに該当しないので、見積書を徴取されたい。

(4) 奈良市立こども園・幼稚園環境衛生検査委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約をしているが、随意契約理由の記載がなかった。随意契約をする場合は、随意契約理由を記載されたい。

(5) 職員（2名）が研究集会出席のため1泊2日で市外出張する際、旅費が、研究集会開催要綱により指定された宿泊料に限定支給されず、定額支給されていた。「服務に関する制度の改正について」（平成23年4月1日施行）の通知に基づき、現に職員が負担した額に限定支給されたい。

(6) 児童福祉総務費及び教育振興費の切手類受払簿において、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていない上、教育振興費の切手類受払簿は、鉛筆で記載され、取扱者の記載がなかった。切手類

(2) 平成28年度から施設修繕の支出処理において、検収書及び完了届の日付の記入漏れや記入誤りのないように確認を徹底するよう改めました。

(3) 平成28年度の空調機器修理について、奈良市契約規則第18条の2の規定に則り、見積書の徴取を行いました。

(4) 平成28年度の奈良市立こども園・幼稚園環境衛生検査委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約理由の明示を行いました。

(5) 職員（2名）の旅費について、平成23年4月1日付の通知「服務に関する制度の改正について」に基づき再度計算し、過払分の戻入処理を行いました。

(6) 平成28年度から切手類受払簿について、ボールペンによる記載と取扱者の記載を徹底し、毎月末に所属長の決裁を受けるよう改めました。

は、「切手等郵送料の取扱
いについて」（平成23年3
月4日付け奈総文第23号
）の通知に基づき、適宜、
切手類受払簿の記載内容
と現物の確認を行った上
で、決裁を行われたい。

都市計画課

監査結果公表日 平成27年3月30日
(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成28年12月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
都市計画図等の地図売払 収入について、窓口で現金 の収納時に発行している領 収書の合計額と、金種表に 記載された金額及び調定額 が合致していない事例が見 られた。また、都市計画課 で定めた公金等取扱マニ ュアルでは、収納した現金は、 翌日に調定し、指定金融機 関へ払込むことになってい るが、1週間分程度をまと めて処理されていた。都市 計画課で定めた公金等取扱 マニュアルに則り、領収書 の合計額と現金を照合した 上で、適正に事務処理を行 われたい。	平成28年4月から、都市 計画図等の地図売払収入に ついて、窓口で現金の収納 時に発行している領収書の 合計額と、金種表に記載さ れた金額及び調定額に誤り がないよう、複数の職員に よって、領収書の合計額と 金庫内の現金の合計額が合 致するか確認を行った上で、 金種表を作成し、翌日調定 する前にも再確認を行うよ うに改めました。また、都 市計画課で定めた公金等取 扱マニュアルに則り、収納 した現金は、翌日に調定し、 領収書の合計額と現金を照 合した上で、指定金融機関 へ払込むよう改めました。

奈良町にぎわい課

監査結果公表日 平成28年6月29日
(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成28年12月21日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 施設修繕（2件）にお いて、見積書の日付が記 入されておらず、また、 完了届の添付がない上、 施設修繕台帳も作成され ていなかった。必要書類 の有無及び内容を確認の 上、施設修繕台帳を作成 し、適正な事務処理を行 われたい。	(1) 平成28年度から、施設 修繕において施設修繕台 帳を作成するとともに、 必要書類の有無及び内容 の確認を行った上で執行 するように改めました。

スポーツ振興課

監査結果公表日 平成26年12月26日
(奈良市監査委員告示第18号)

措置結果通知日 平成28年12月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 体育施設の予定価格50 万円未満の施設修繕料の 執行については、奈良市 契約規則第18条の2第1 項本文の規定により、予 定価格が20万円以上であ れば2人以上の者から見 積書を徴取しなければならないが、1人からしか 徴取していなかった。奈 良市契約規則に則り、予 定価格が20万円以上であ れば2人以上の者から見 積書を徴取されたい。ま た、見積書の徴取を1人 の者からとすることがで きる事由に該当する場合 は、その旨を明記されたい。	(1) 平成27年度から、体育 施設の予定価格20万円以 上50万円未満の施設修繕 料の執行について、奈良 市契約規則第18条の2第 1項の規定に則り、2人 以上の者から見積書を徴 取するよう改めました。
(2) 奈良市市民体育大会業 務委託等については、地 方自治法施行令第167条 の2第1項第2号の規定 による随意契約の方法に より契約を締結されてい るが、全てにおいて見積 書が徴取されていなかった。 奈良市契約規則に則り、 契約の相手方から見積 書を徴取されたい。	(2) 平成27年度から、奈良 市市民体育大会業務委託 等について、奈良市契約 規則第18条の2第1項の 規定に則り、契約の相手 方から見積書を徴取する よう改めました。
(3) ならやま屋内温水プー ルで開催されている水泳 教室の受講料について、 当該施設の指定管理者に 受講料の徴収を行わせて いた。受講料は、地方自 治法施行令第158条第1 項各号に掲げる歳入では ないため、私人にその徴 収の事務を委託すること はできない。適正な事務 処理を行われたい。	(3) 平成27年度から、なら やま屋内温水プールで開 催されている一般対象の 水泳教室については、指 定管理者の自主事業とし て実施しています。

佐保台小学校

監査結果公表日 平成26年12月26日
(奈良市監査委員告示第18号)

措置結果通知日 平成28年12月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
研修のための旅行命令に おいて、2種類の旅行命令 簿が使用されており、職員 等の旅費に関する条例施行 規則で定める様式の市内 旅行命令簿には、命令権者の 捺印がなく、利用交通手段 は交通機関となっていた。	平成27年度から、研修の ための旅行命令について、 職員等の旅費に関する条例 施行規則で定める様式の市 内旅行命令簿を使用し、利 用交通手段の確認を徹底し た上で、命令権者の捺印を 受けるように改めました。

もう1つの様式では、私有車利用となっていた。適正な事務処理を行われたい。

(平成29年 1 月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第1号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成29年 1 月13日から2週間、本市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年 1 月13日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

賦課対象区域

(第1負担区)

芝辻町の一部

(第2負担区)

南京終町六丁目の一部

法華寺町の一部

押熊町の一部

中山町の一部

六条西一丁目の一部

四条大路五丁目の一部

秋篠新町の一部

西大寺竜王町一丁目の一部

宝来四丁目の一部

あやめ池南一丁目の一部

あやめ池北三丁目の一部

登美ヶ丘六丁目の一部

杏町の一部

南永井町の一部

(第4負担区)

白毫寺町の一部

田中町の一部

(平成29年 1 月13日揭示済)

奈良市企業局告示第2号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年 1 月16日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良工事、奈良市石木町地内 他
3件（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格

及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）
以下省略

(平成29年 1 月16日揭示済)

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1 月26日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条経営係の部分の第16号中「（昭和32年法律第177号）」の次に「第24条の2」を加える。

第7条第1項配水計画係の部分中第6号を削り、同条第2項維持係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 給配水管等の破損事故に係る工事負担金等の収納及び滞納整理に関すること。

第7条第2項予防係の部分の第4号中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 1 月26日揭示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1 月26日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程の一部を改正する規程

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程（平成27年奈良市企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第3条」に改める。

第8条中「委員」を「第3条第2項第1号及び第2号に掲げる委員（以下「特別委員」という。）」に改める。

第9条及び第10条中「委員」を「特別委員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 1 月26日揭示済)

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1 月26日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を

改正する規程

奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程（平成6年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「奈良市企業職員就業規則」を「奈良市企業局職員就業規則」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成29年 1月26日揭示済）

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市企業職員の職に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1月26日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業職員の職に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の職に関する規程（平成19年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条」を「第18条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成29年 1月26日揭示済）

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1月26日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市企業局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「奈良市企業職員被服貸与規程」の次に「（昭和28年奈良市水道局管理規程第4号）」を加える。

第10条中「定」を「定め」に改める。

第45条に次の1項を加える。

2 前項に定める表彰の適否を審査させるため、奈良市企業局職員表彰審査委員会を置く。奈良市企業局職員表彰審査委員会に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第46条第1項中「、表彰状」を「、管理者が表彰状」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、記念品を添えることがある。

第46条第2項を削る。

第50条中「奈良市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年奈良市条例第27号）」を「奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

第51条中「奈良市退職年金等に関する条例」を「奈良市退職年金等二関スル条例」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成29年 1月26日揭示済）

奈良市企業局管理規程第6号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市企業局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1月26日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市企業局企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市企業局企業職員の給与等に関する規程（平成10年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「同条第5項」を「同項」に改め、「規定する」の次に「管理者が定める」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成29年 1月26日揭示済）

奈良市企業局管理規程第7号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1月27日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「メータ」を「メーター」に改める。

第28条の2第1項第1号ただし書中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成29年 1月27日揭示済）

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1月27日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道給水装置の用途の認定基準に関する規程（昭

和43年奈良市水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「奈良市共同浴場条例」の次に「(昭和39年奈良市条例第20号)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 1 月27日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1 月27日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程
奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「使用料」の次に「等」を加え、同条第1項中「下水道使用料免除等申請書」を「下水道使用料等免除等申請書」に改め、同条第2項中「下水道使用料免除等承認通知書」を「下水道使用料等免除等承認通知書」に改める。

別記第33号様式中「下水道使用料免除等申請書」を「下水道使用料等免除等申請書」に、「使用料の免除等」を「使用料等の免除等」に改める。

別記第34号様式中「下水道使用料免除等承認通知書」を「下水道使用料等免除等承認通知書」に、「使用料の免除等」を「使用料等の免除等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 1 月27日揭示済)

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1 月27日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第13条中「奈良市下水道条例施行規程」の次に「(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)」を加える。

別記第10号様式及び第11号様式中「条例第12条」を「条例第17条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成29年 1 月27日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第1号

平成29年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成29年 1 月12日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成29年 1 月17日(火)

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事案

議案

議案第55号 奈良市立小・中学校通学区域の一部改正について

議案第56号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第57号 奈良市社会教育委員の辞任について

議案第58号 奈良市指定文化財の指定について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月～1月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年 1 月12日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

農業委員会の委員の一般選挙における投票区(平成9年奈良市選挙管理委員会告示第35号)は、平成29年1月17日をもって廃止します。

平成29年 1 月17日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

(平成29年 1 月17日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成29年1月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成29年 1 月6日

奈良市農業委員会

農地部会長 今 中 初 雄

- 1 日時
平成29年 1 月13日（金） 午後 1 時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 事業計画変更申請について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (6) 農地法施行規則第29条第 1 号に該当する転用の届出について（12月専決処理分）
 - (7) 農地法第18条第 6 項の規定による通知の受理について（12月専決処理分）
 - (8) 水田利用転換届出について（12月専決処理分）
 - (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (10) 知事許可について（12月許可分）

（平成29年 1 月 6 日揭示済）

奈良市農業委員会告示第 2 号

平成29年奈良市農業委員会 1 月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

平成29年 1 月20日

奈良市農業委員会 大 西 崇 夫

- 1 日時
平成29年 1 月27日（金） 午後 2 時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室
- 3 報告
 - 第 1 号 平成28年奈良市農業委員会事業報告について
 - 第 2 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく別段面積の設定について
 - 第 3 号 農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施結果について
 - 第 4 号 奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について
- 4 議案
 - 第 1 号 平成29年度奈良市農業委員会事業計画（案）について
 - 第 2 号 農業委員会等に関する法改正について

（平成29年 1 月20日揭示済）